

教育委員会会議提出議案

第43号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和7年10月15日  
教 育 長

(理由)

県立特別支援学校の設置に伴い、所要の改正を行うもの。

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福岡県立特別支援学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中二十一の項を二十三の項とし、九の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

10 福岡県立福岡つくし特 別支援学校	知的障害者	小学部
高等部	中学部	小学部
普通科	普通科	六年
三年	三年	六年

別表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

5 福岡県立むなかた特別 支援学校	知的障害者	小学部
高等部	中学部	小学部
普通科		
三年	三年	六年

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

福岡県立特別支援学校学則（昭和三十一年福岡県教育委員会規則第二十号）新旧対照表

改  
正  
案

別表（第二条）

別表（第二条）

現行